



我孫子市文化財保存活用地域計画
作成の背景と目的

序章 我孫子市文化財保存活用地域計画作成の背景と目的

1 我孫子市文化財保存活用地域計画作成の意義

平成30(2018)年6月8日付で文化財保護法の一部を改正する法律が公布され、平成31(2019)年4月1日付で施行された。この改正では、地域住民と行政が一体となり、地域の「たから」である文化財を次世代に引き継ぐことを目的として、保存と活用の取り組みを継続的に実施するために市町村が「文化財保存活用地域計画」を作成できると定めている。文化財保護法では、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、保存・活用に努めることとされているが、昨今の日本、特に地方では人口減少・少子高齢化が社会的な問題となっており、地域固有の文化財の継承が難しくなっている。地域という意識が薄れつつあるなかで、地域の誇りであり、アイデンティティーでもある文化財を次世代に継承すべく、文化財を保存・活用していくための具体的な計画づくりが求められている。

我孫子市でも地域計画を作成することによって、主体的に文化財の計画的かつ継続的な保存・活用につなげていきたいと考えている。また、市民に対して文化財を保存・活用する姿勢を積極的に打ち出すとともに、限られた労力・予算を効果的に運用するために、市民や企業との連携も視野に入れ、計画的かつ戦略的に文化財の保存・活用を図る必要がある。具体的には、我孫子市の特徴から4つの「ものがたり」を導き出し、これをもとに我孫子市民が市の歴史や文化に興味や関心を深めることができ、近隣市や都心から日帰りで気軽に訪れることができるまちをめざしていく。

2 計画の位置づけと計画期間

本計画は我孫子市の部門別計画の1つであり、市の最上位計画である「我孫子市総合計画」や国土強靱化に係る指針として位置づけられる「我孫子市国土強靱化地域計画」に基づいて作成する。加えて他の部門別計画である、良好な市街地の形成と自然環境の保全を図るためのまちづくりの基本方針である「我孫子市都市計画マスタープラン」、市内の自然環境、生活環境などの環境課題解決に向けて、まちとくらしを展望した総合的なまちづくりをめざすための「我孫子市環境基本計画」、交流人口の拡大等を目的とする観光振興の方向性と具体的な戦略を示す「我孫子市観光振興計画」、市内で大規模な災害が発生した際、市民の生命や身体、財産を災害から守ることを目的とする「我孫子市地域防災計画」、学習ニーズの多様化や高度化へ対応するため、市の生涯学習施策をより総合的、体系的に推進する「我孫子市第三次生涯学習推進計画」、我孫子市のめざす教育を実現するための「我孫子市第2期教育振興基本計画」などと整合を図る。

本計画期間は7年間(令和3<2021>年度から9<2027>年度)とするが、作成後の財

政状況、社会状況など必要に応じた期間の変更・延長の際は、地域計画の変更の認定を申請する。

また、千葉県の「千葉県文化財保存活用大綱」を勘案して本計画を作成した。

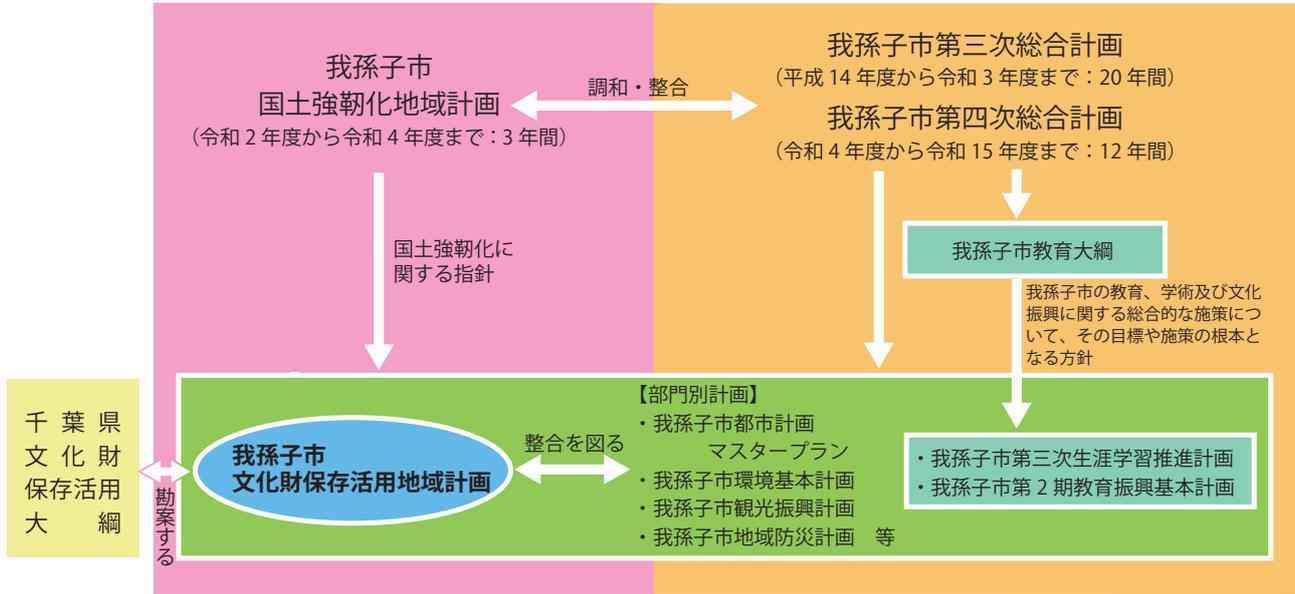


図 1 我孫子市文化財保存活用地域計画の位置づけ

計画名		文化財に関する内容
我孫子市第三次総合計画	基本構想	○我孫子に伝わる生活文化を大切にし、次の世代に伝える ○季節の行事、祭りや郷土芸能を継承し育成する ○文化財を保存し、市民に広く親しまれるように活用する
	我孫子市第三次基本計画	○歴史的・文化的遺産の整備・活用 ○埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究 ○歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充
我孫子市国土強靱化地域計画		○文化財施設の耐震化による倒壊・火災等の防止
我孫子市教育大綱		○文化芸術活動への支援と地域文化の継承

図 2-1 上位計画等における文化財についての考え方

計画名		文化財に関する内容
部門別 計画	我孫子市都市計画マスタープラン	○自然や歴史に親しめる公園・緑地づくり ○歴史・文化の保存・活用・創造によるまちなみ景観の形成 ○協働して行う良好な景観の形成
	我孫子市環境基本計画	○自然環境、歴史と文化に育まれたまちの景観を守り、育てる取り組み ○歴史的・文化的遺産の調査及び評価分析、保全・活用の推進 ○ハケの道周辺の歴史的・文化的遺産、自然環境ポイントや眺望ポイントを含めたあびこ一周ハケの道づくり ○地区の財産を活かした拠点やつながりの形成
	我孫子市観光振興計画	○高野山新田地区の活用 ○文化財施設の充実（我孫子市白樺文学館・志賀直哉邸跡・我孫子市杉村楚人冠記念館・旧村川別荘・嘉納治五郎別荘跡地） ○旧井上家住宅の再整備と活用 ○武者小路実篤邸跡の活用
	我孫子市地域防災計画	○文化財の保護、災害発生時における被害の拡大防止及び報告
	我孫子市第三次生涯学習推進計画	○地域への関心を高める学びの機会の推進 ○多様化・高度化する市民ニーズに対応した学習内容の充実
	我孫子市第2期教育振興基本計画	○地域文化・郷土芸能の保存と継承 ○歴史的・文化的遺産の整備・活用 ○埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究 ○歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充

図 2-2 上位計画等における文化財についての考え方

3 「我孫子遺産」と「ものがたり」の定義

文化財保護法第2条における「文化財」は有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型からなり、我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものなどを指し、指定、選定、登録、選択等の制度を設け保護を図っている。また、これに加え、埋蔵文化財・文化財の保存技術についても保護の対象としている。

本計画では、上記の文化財保護法でいう文化財に加え、市民が我孫子市の文化・歴史を語るうえで必要な「大切なもの・価値のあるもの」にも着目し、これらを包括した「我孫子遺産」という概念を新たに設定した。

そして、これまで単体としては保存や活用の対象とすることが難しかったものを含め、

個々の我孫子遺産を結び付け、市民がイメージしやすい、我孫子市の歴史や文化にまつわる独自の「ものがたり」をつくり、我孫子遺産の保存・活用にも用いることとする。

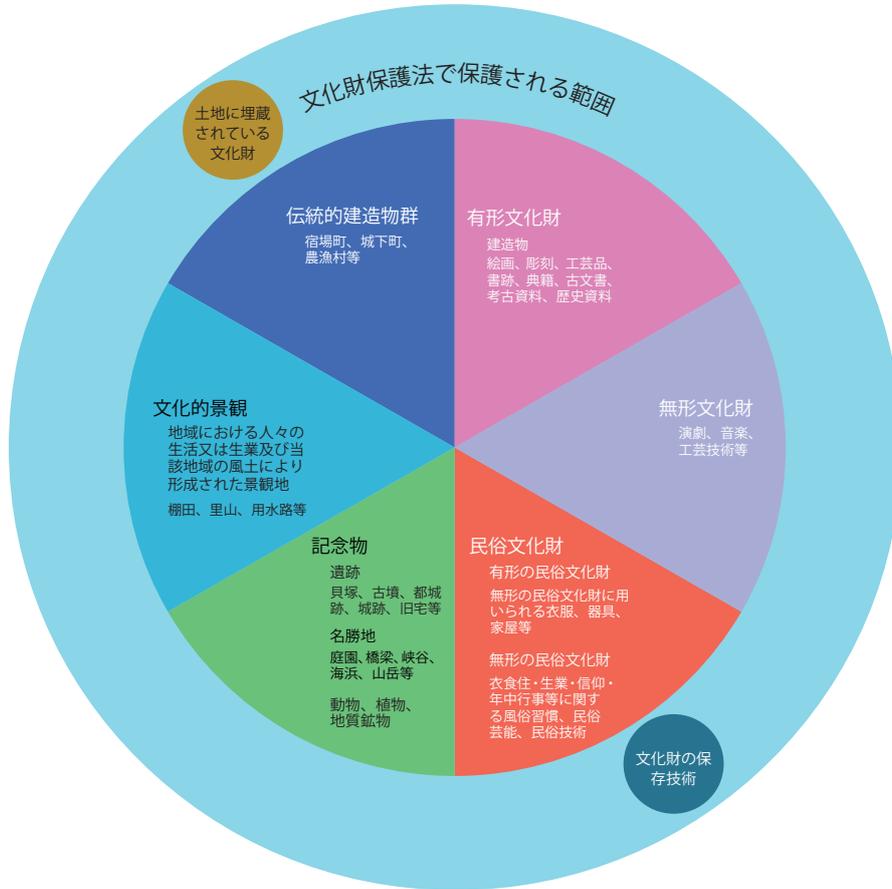


図3 文化財保護法における文化財の定義

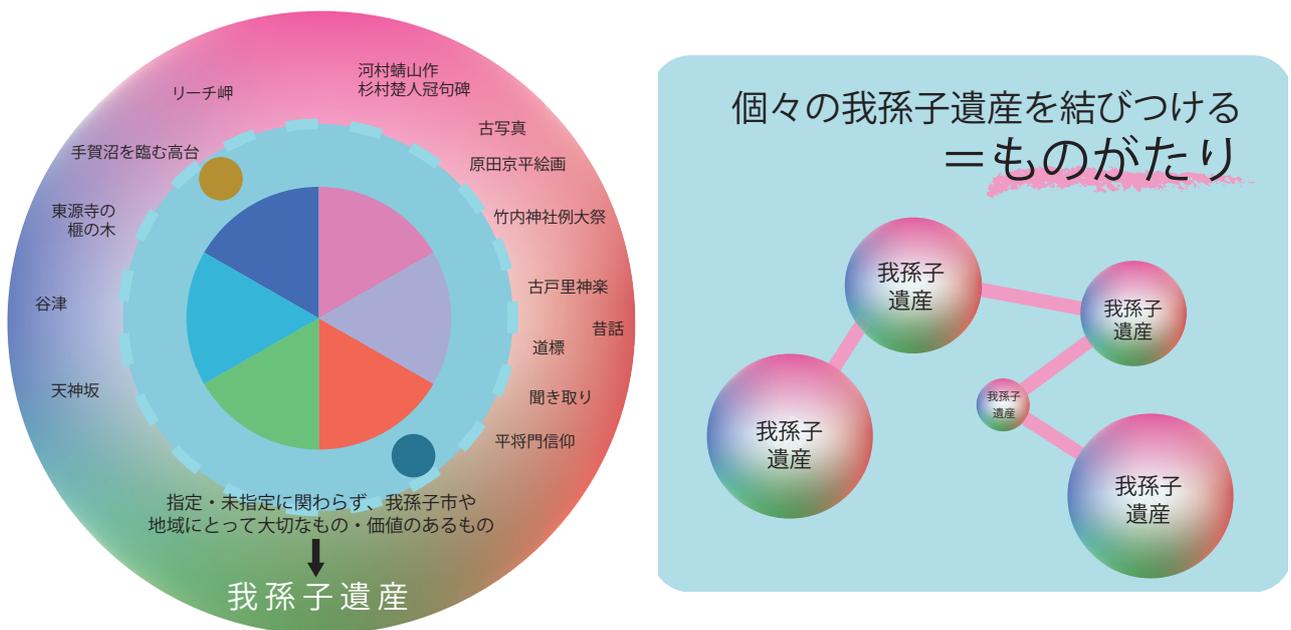


図4 本計画における「我孫子遺産」と「ものがたり」

1 関連文化財群（関連文化財群とは、有形・無形、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えたもの）のこと